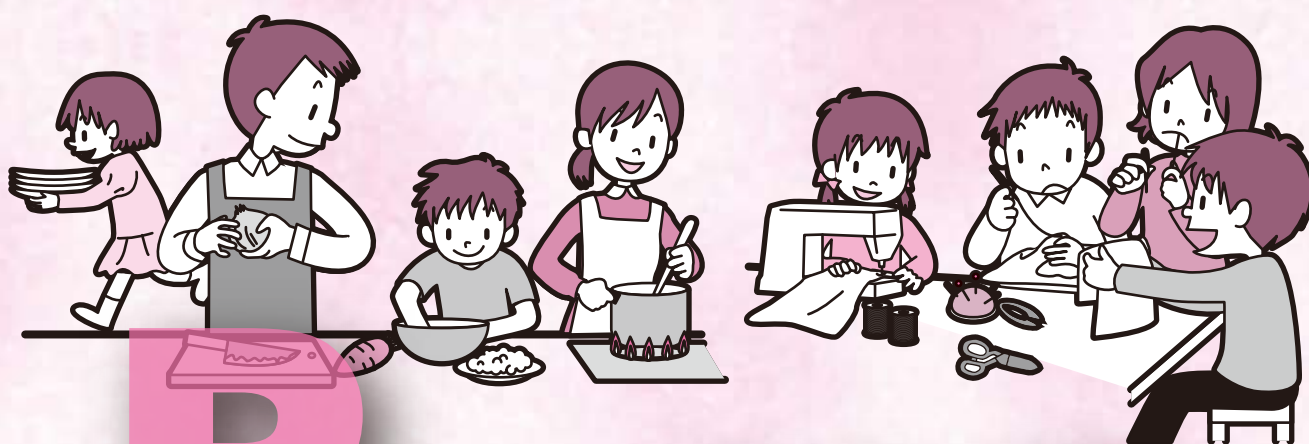
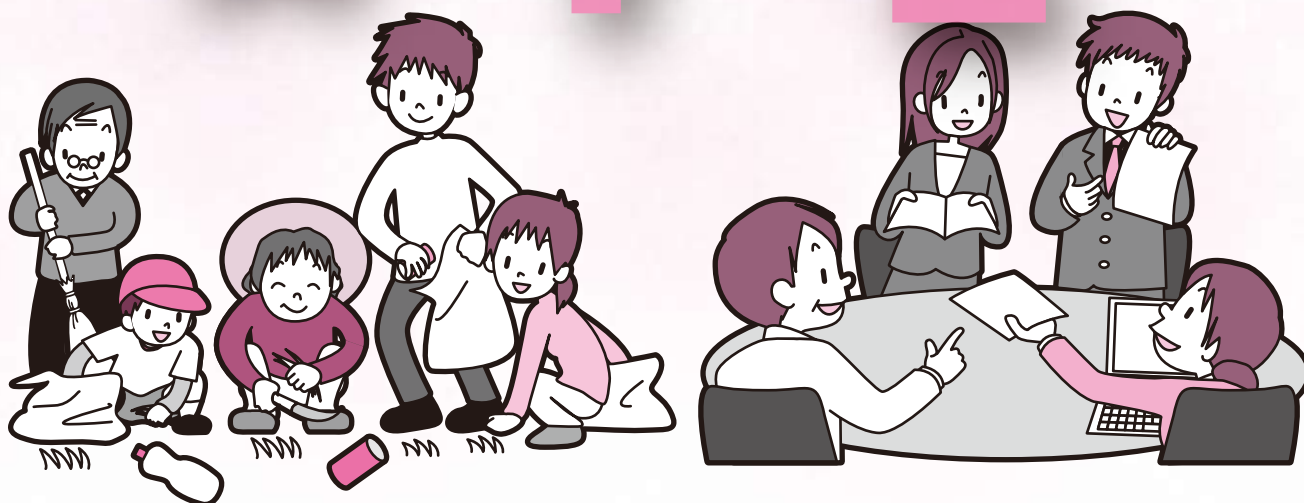


みよし男女共同参画プラン 『パートナー』

改訂版



PARTNER



三好町

男女共同参画社会の実現を目指して

本町における男女共同参画事業は、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の自主的な取り組みを進めることを目的に策定した、「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」を基にして推進してきましたが、策定から5年が経過し、男女を取り巻く社会環境の変化や、男女共同参画社会実現に向けた法整備も進んでまいりました。



今回、「防災・防犯」、「地域づくり」などの身近な問題の解決や、増加傾向にある「DV（ドメスティック・バイオレンス）」などへの対策、女性の就業条件の改善に向けた「女性のチャレンジ支援」、仕事と家庭の両立をめざした「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の実現を図るための社会的支援、増加する在住外国人とのコミュニケーションを図るための「多文化共生社会の実現」など、新たな取り組みを必要とする分野への男女共同参画を推進することを目的として、町民の皆さんの意見をお聴きしながら『パートナー』の改訂を行いました。

今後は、この改訂版により、町民の皆さまに男女共同参画に関する共通認識を一層深めていただき、家庭、地域、職場において男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが広く展開されますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成21年3月

三好町長 久野 知英

みよし男女共同参画プラン改訂（構成 目次）

第1章■男女共同参画社会とは	1
----------------	---

第2章■みよし男女共同参画プラン『パートナー』改訂版の概要	4
-------------------------------	---

プラン改訂の趣旨・プランの性格・プランの期間・基本理念・プランの体系

第3章■プランの内容

1 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を目指す意識づくり	7
方針1 啓発活動の強化推進	
方針2 男女平等な教育・学習の推進	
方針3 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
2 基本目標Ⅱ あらゆる分野へ参画できる機会づくり	12
方針1 町民の意見を活かしたまちづくりの推進	
方針2 協働による町民活動の活性化推進	
方針3 新たな取り組みを必要とする分野への男女共同参画	
3 基本目標Ⅲ 男女がともに働ける環境づくり	16
方針1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	
方針2 職場における男女平等の推進	
方針3 女性のチャレンジ支援	
4 基本目標Ⅳ 健康で自立した生活を送るための基盤づくり	22
方針1 自立を支える地域福祉の推進	
方針2 心と体の健康づくりの推進	
5 基本目標Ⅴ プランの総合的な推進体系の整備づくり	28
方針1 推進組織の整備・充実	
方針2 役所内の意識・制度改革の推進	

第4章■数値目標	30
----------	----

第5章■参考資料

①策定経過	31
②三好町男女共同参画プラン検討委員会設置要綱及び委員名簿	34
③男女共同参画社会基本法	36
④男女共同参画に関する年表	41

第1章 男女共同参画社会とは

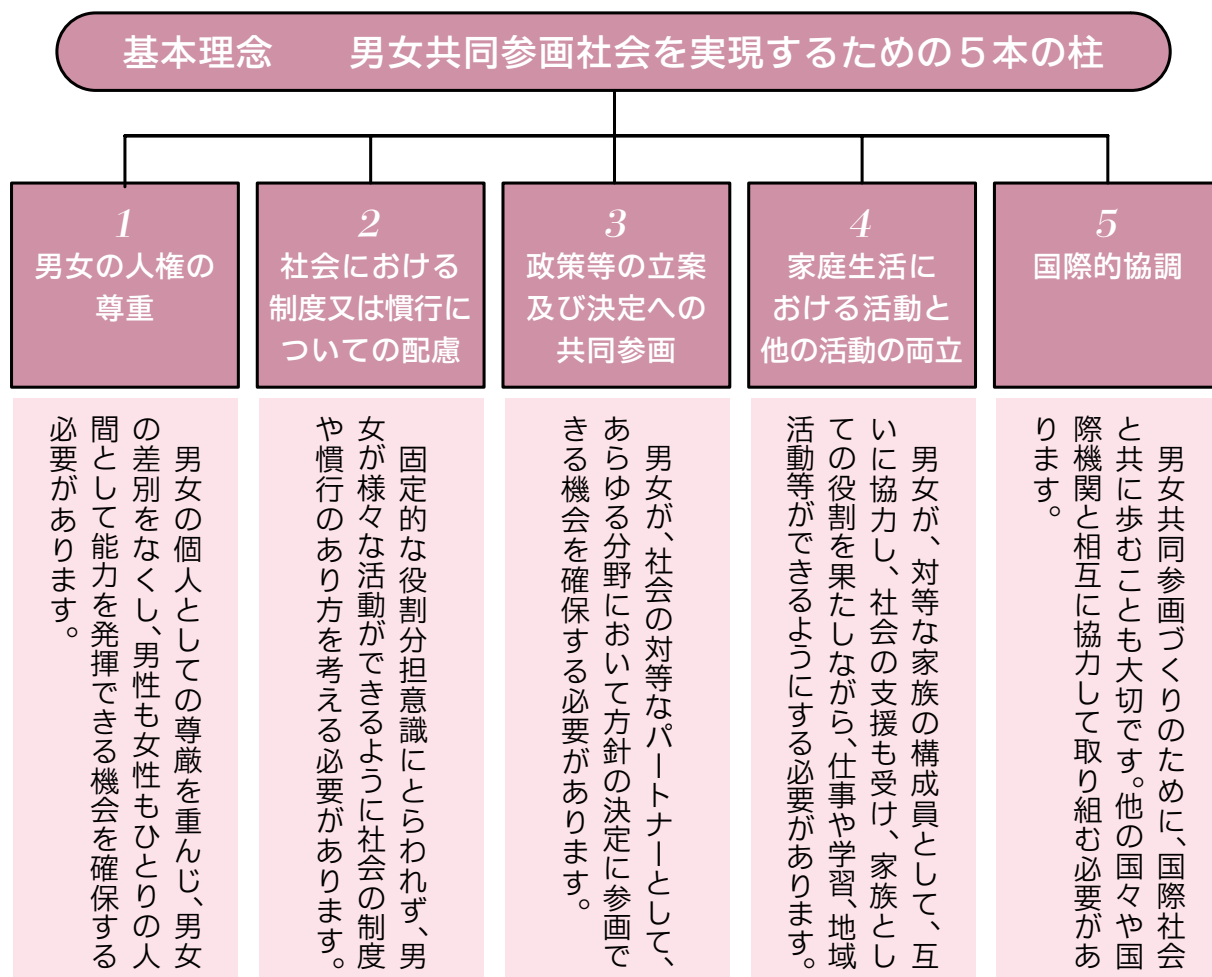
男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

(男女共同参画社会基本法第二条第一号より)

男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日公布・施行)

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)を掲げています。また、行政(国及び地方自治体)と国民それぞれが果たすべき役割(責務、基本的施策)を定めています。



国の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

地方公共団体の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- 地域の特性を活かした施策の展開

国民の責務

- 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

男女共同参画社会のイメージ図

男性も女性も、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会

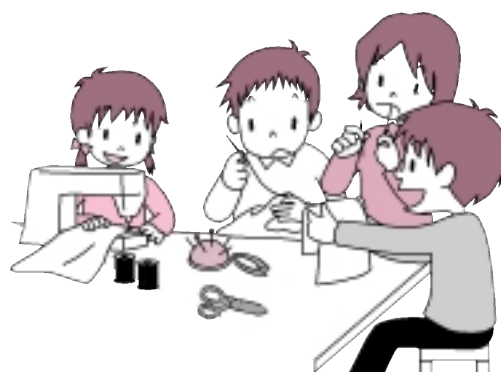


それぞれの場所にある男女共同参画の形



家庭では…

- 家族全員が互いに協力して、家事、子育て、介護などを行い、明るく楽しい家庭生活を送っています。
- 男性と女性が互いに支え合い尊重しながら、個性が輝く心豊かな暮らしをしています。



学校では…

- 男女に関わりなくひとりひとりが個性や能力を伸ばし、社会で活躍できる人材が育っています。
- 進学や就職において、男女を問わず個人の適性を尊重した主体的な進路選択がなされています。



地域では…

- 地域活動やボランティア活動に男性も女性も主体的に関わり意見を反映させ、住みよい地域づくりに参画しています。
- 子育てや介護などを地域全体で応援し、安全・安心で元気な地域づくりが進められています。



職場では…

- 男女ともに仕事と家庭・地域生活の両立が可能な、バランスのとれた働きやすい職場環境が整っています。
- 男性も女性もひとりの人間として、その個性と能力を十分に発揮し、いきいきと活躍しています。

第2章 みよし男女共同参画プラン 『パートナー』改訂版の概要

プラン改訂の趣旨

本町は、男女共同参画社会基本法に掲げる、豊かで活力ある社会を築くため、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しています。

平成13年度・14年度の2か年にわたり、町民、女性団体、福祉関係者、教育関係者、産業関係者、行政、学識経験者の代表で構成する「三好町男女共同参画社会検討委員会」を設置し、平成15年度から平成19年度までの5か年を計画期間とする、本町の男女共同参画の推進に関する基本的な計画「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた総合的かつ計画的な施策を積極的に実施してまいりました。

計画策定から5年が経過し、男女を取り巻く社会環境も大きく変わってまいりました。「配偶者からの暴力の防止に関する法律」の施行と改正、「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化対策基本法」の成立など、男女共同参画社会の実現に向けた法整備が進んでまいりました。

本町におきましては、人口は増加傾向にありますが、少子高齢化はゆるやかではありますが進んでおり、子育てや高齢者介護など、男女が共同で取り組む必要性がますます高まってきました。

国におきましては、「男女共同参画基本計画（第2次）」が平成17年12月に閣議決定がなされたこと、また、愛知県においても、「あいち男女共同参画プラン」の改定が行われ、男女共同参画社会の実現に向けた新たな取り組みや強化する取り組みの方向が示されました。

こうした状況から、現行プラン（平成15年度から平成19年度までの5年間）『パートナー』を改訂し、プランの体系や新たな課題に対する施策の方向などを見直すことにしました。

プランの性格

- (1) この「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」は、「男女共同参画社会基本法」に基づく計画であり、本町における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
- (2) このプランは、男性も女性も、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、多様な選択肢の中で自己実現できる社会の形成、また、その能力が十分に発揮できるよう、各種審議会への女性の登用など、男女共同参画社会の実現に向けて総合的に推進していくものです。

プランの期間

本プランの推進期間は、平成 21 年度（2009 年度）から平成 25 年度（2013 年度）までの 5 か年とします。

ただし、国の法制度の改正等があったときは対応していくほか、社会情勢等の変化に対応して施策を効果的に進めるため、5 年間終了後に全体的に見直していきます。

基本理念

1 プランの基本的視点

男女共同参画社会の実現のために、大切にしたい視点は次のとおりです。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 新しい価値観への意識改革
- (3) 女性の能力の活用
- (4) バリアフリー
- (5) 世代間交流から創造へ
- (6) 男女共同参画に向けての意識づくり

2 プランの基本目標

プランの基本目標として、次の 5 つを設定しています。

- I 男女共同参画社会を目指す意識づくり
- II あらゆる分野へ参画できる機会づくり
- III 男女がともに働ける環境づくり
- IV 健康で自立した生活を送るための基盤づくり
- V プランの総合的な推進体系の整備づくり

プランの体系

みよし男女共同参画プラン「パートナー」

基本目標	方 針	施策の方向
Ⅰ 男女共同参画社会 を目指す意識づくり	1 啓発活動の強化推進	①各種講演会・研修会の開催による啓発 ②男女共同参画社会に関する情報収集・提供 ③人権の尊重 ④各種団体に対する啓発
	2 男女平等な教育・学習の推進	①男女平等の視点に立つ保育・学校教育 ②男女平等な教育のための情報提供 ③学習環境の整備とサービスの充実
	3 女性に対するあらゆる暴力の根絶	①被害者の保護や支援等の施策の推進 ②女性に対する暴力の予防のための対策の推進
Ⅱ あらゆる分野へ参 画できる機会づくり	1 町民の意見を活かしたまちづくりの推進	①男女が支えあう地域づくり ②施策・方針決定の場への参画
	2 協働による町民活動の活性化推進	①女性団体の活性化と自立支援 ②町民活動団体の支援と協働の推進
	3 新たな取り組みを必要とする分野への男女共同参画の推進	①地域づくりにおける男女共同参画の推進 ②防災・災害復興における男女共同参画の推進 ③環境分野における男女共同参画の推進 ④国際理解・多文化共生社会における男女共同参画の推進
Ⅲ 男女がともに働ける 環境づくり	1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	①仕事と生活の両立のための社会的支援 ②介護を支援するための環境整備 ③子育てへの父親参加
	2 職場における男女平等の推進	①男女が対等なパートナーとして働くための職場環境づくり ②就労能力向上・再就職のための支援 ③自営業における労働環境の整備 ④町内企業に対する意識啓発
	3 女性のチャレンジ支援	①女性のチャレンジ支援の推進
Ⅳ 健康で自立した生活を送るための基盤づくり	1 自立を支える地域福祉の推進	①あらゆる家族形態に対応した支援 ②高齢者や障がい者の自立支援 ③子育て支援
	2 心と体の健康づくりの推進	①生涯にわたる健康づくり ②子どもの健全育成 ③母性の保護 ④各種相談事業の実施
Ⅴ プランの総合的な推進体系の整備づくり	1 推進組織の整備・充実	①男女共同参画社会推進のための条件整備 ②町民参加によるプランの推進体系の整備
	2 役所内の意識・制度改革の推進	①行政運営における男女共同参画社会の視点の反映 ②職員の意識改革・人材育成

第3章 プランの内容

基本目標 I ■ 男女共同参画社会を目指す意識づくり

男女共同参画社会の基本理念は、男女共同参画社会基本法にも明記されているように、「男女の人権尊重」です。

男女共同参画社会を実現するために、ひとりひとりが男女共同参画についての意識を持つことが必要であり、男女の人権を尊重し、性別に起因する差別をなくすためには、従来の固定的な役割分担意識を解消することも必要となります。

学校、家庭、地域などのあらゆる分野において、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進するための意識づくりを進めます。

方針 1 啓発活動の強化推進

男女共同参画社会の視点に立った社会制度・慣行の見直しを行うためには、男女共同参画意識を形成していくことが重要であり、「その人らしさ」が重視、尊重される真の男女平等社会の実現に向けて、男女平等や男女共同参画社会について、普及と啓発活動を充実させ町民の理解を求め、男女共同参画の理念の定着を図ります。

施策の方向 ① 各種講演会・研修会の開催による啓発

具体的な施策	具体的内容	関係課
男女共同参画研修会・講演会の開催	男女共同参画の意識啓発と普及を目指した研修会、講演会を開催します。	町民活動支援課
家庭教育学級の開催	家庭における教育の向上を目指し、多様なテーマ、内容についての講座を開催します。	教育行政課
女性団体等が実施する研修会・講演会の支援	女性団体等が自主的に開催をする、男女共同参画啓発に関する研修会・講演会の支援を行います。	町民活動支援課

施策の方向 ② 男女共同参画社会に関する情報収集・提供

具体的な施策	具体的内容	関係課
小・中学生への啓発	少年期から男女共同参画に関心をむけるための啓発に努めます。	町民活動支援課
インターネットを活用した情報発信	インターネットを利用し、国・県・他自治体、関係機関の情報収集に努めるとともに、男女共同参画に関する情報提供と情報発信を行います。	町民活動支援課
「広報みよし」による啓発	広報紙への男女共同参画に関する情報などの掲載、特集記事により、男女共同参画に対する理解を促進します。	秘書広報課 町民活動支援課

施策の方向 ③ 人権の尊重

具体的な施策	具体的内容	関係課
メディアにおける女性の人権の確立	行政が発行する刊行物において、人権を尊重した表現に配慮します。また、固定的な性別役割表現や性差別的な表現を使わないように努めます。	全課
地域人権啓発活動活性化事業	地域住民を対象とした人権に関する啓発活動を実施し、人権思想の普及高揚を図ります。	住民課
人権侵害に対する防止啓発	人権侵害防止の啓発紙やリーフレットなどを作成し配布します。	町民活動支援課

施策の方向 ④ 各種団体に対する啓発

具体的な施策	具体的内容	関係課
各種団体に対する意識啓発	各種団体に対し、男女共同参画に関する情報提供や指導・助言を行い、意識啓発と人材育成に努めます。	各課

方針 2 男女平等な教育・学習の推進

男女共同参画社会を実現していくためには、人権に基づいた「個」を尊重し「その人らしさ」を伸ばしていくことが基本となります。

男女平等を重視する価値観は、幼少期からのさまざまな教育を通じて培われることから、保育、学校教育、家庭教育環境が重要です。そして男女平等、男女共同参画をふまえた視点を持って教育・学習を推進するためには、関係者に対する研修も必要です。

また、男女共同参画社会に関するさまざまな情報の収集と提供をするなど、学習機会の推進を図ります。

施策の方向 ① 男女平等の視点にたつ保育・学校教育

具体的な施策	具体的内容	関係課
男女平等に関する指導内容・指導方法の研究	男女平等の意識を幼児期から植え付ける保育を推進します。	子育て支援課
保育関係者に対する研修の実施	保育士に対する男女平等教育のための研修を実施します。	子育て支援課
男女平等教育の推進	教育基本計画のなかで男女平等教育の推進を促します。	学校教育課
男女混合名簿の実施	町内の保育園、幼稚園及び学校において、男女混合名簿の採用を推進します。	子育て支援課 学校教育課

施策の方向 ② 男女平等な教育のための情報提供

具体的な施策	具体的内容	関係課
男女共同参画の認識の徹底	教育関係者に対して情報提供を行います。	学校教育課 町民活動支援課

施策の方向 ③ 学習環境の整備とサービスの充実

具体的な施策	具体的内容	関係課
図書館資料による 教育・学習活動の充実	男女共同参画に関する図書館資料の充実を図り、自ら情報を収集し、学習することができる機会を充実します。	教育行政課 (図書館)
視聴覚ライブラリーの 充実	男女共同参画の正しい理解と認識を深めることができるように、視聴覚資料や機材の充実に努めます。	教育行政課 (図書館)



方針 3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性の人権を侵害する暴力（セクシャルハラスメント、ドメスティックバイオレンス）などに対しては、厳正に対処していく必要があります。

性別にかかわる固定的な意識などによる、女性に対する暴力を容認しない社会環境を築くための啓発とともに、あらゆる場においても人権が尊重され、暴力によらない問題解決が行われるように、啓発や教育・学習機会の充実を図ります。

施策の方向 ① 被害者の保護や支援等の施策の推進

具体的な施策	具体的内容	関係課
女性への暴力に対する対策	女性の人権侵害防止、女性に対する暴力を容認しない社会環境を築くための啓発活動を推進します。	町民活動支援課

施策の方向 ② 女性に対する暴力の予防のための対策の推進

具体的な施策	具体的内容	関係課
配偶者からの暴力防止・被害者保護のための施策の実施に関する基本計画の策定	配偶者からの暴力防止・被害者保護のための、施策の実施に関する基本計画の策定に努めます。	町民活動支援課



あなたはこのマークを知っていますか？
これは、女性に対する暴力撲滅のためのシンボルマークです。

基本目標II ■あらゆる分野へ参画できる機会づくり

協働によるまちづくりを進める本町において、地域活動へ参画していこうとする町民の皆さんの動きも活発になりつつあるなか、町民活動や町政に関心を持つすべての人が、性別にかかわらず参加できる環境を整える必要があります。

男女共同参画社会の形成を図っていく上で、政策・方針決定過程への男女共同参画はその基礎となります。

方針 1 町民の意見を活かしたまちづくりの推進

男女共同参画を実現するため、男女があらゆる分野に参画できる環境づくりとして、審議会等への女性の参画促進をいっそう進めるとともに、諸団体の役員等に女性を登用するように促していきます。また、さまざまな分野で活動する女性の人材開発に努め、女性リーダーの養成を図ります。

施策の方向 ① 男女が支えあう地域づくり

具体的施策	具体的内容	関係課
コミュニティ活動における男女共同参画の促進	地域活動において、世代間交流を踏まえた男女共同参画を促進します。	各課
P T A活動への父親の参加促進	母親が中心となりがちなP T A活動への父親参加を促進するため、父親の委員会への参加を呼びかけ、子育て意識の高揚に努めます。	教育行政課

施策の方向 ② 施策・方針決定の場への参画

具体的施策	具体的内容	関係課
審議会・委員会への女性の参画促進	町政に町民の意見をバランスよく反映させるため、委員の選出方法を見直し、各種審議会などに女性委員の積極的登用を図り、委員の構成に占める女性の割合の向上に努めます。	各課
女性の人材開発と育成	各種講座、セミナーの開催などを通じて、女性の人材を開発し、育成に努めます。	町民活動支援課

方針 2 協働による町民活動の活性化推進

現在、三好町の団体活動は子どもの健全育成・子育て支援の分野が多くを占めていますが、今後は協働によるまちづくりを進めるなかで、まちづくりに参加する団体や個人は増加し、活動の分野も広がっていくと思われます。

今後は、これらの団体活動の活性化やネットワーク化の支援を進めることにより、町民の皆さんが主体となった男女共同参画社会づくりを目指すとともに、町民活動の支援や情報の提供に努めます。

施策の方向 ① 女性団体の活性化と自立支援

具体的施策	具体的内容	関係課
各種女性団体の活性化	女性団体の活動の中に能力開発、健康、生活全般などの学習の場を設けるよう働きかけたり、研修会・講演会・セミナー参加を呼びかけることにより、女性のエンパワーメントを図りながら社会参画を促します。	町民活動支援課
交流ネットワークづくりへの支援	各種団体のネットワーク化に向けて、活動の支援や育成を図ることにより、団体間における情報提供及び連携を強化していきます。	町民活動支援課

施策の方向 ② 町民活動団体の支援と協働の推進

具体的施策	具体的内容	関係課
各種団体活動の推進	町民が男女に関わらず、さまざまな活動に参加できるよう努めます。	全課

方針 3 新たな取り組みを必要とする分野への男女共同参画

地域の力による災害時の協力や、最近の社会変化の中で問題が大きくなっている在住外国人とのコミュニケーション・環境問題などの課題に、男女共同参画の視点で対応することにより、各種の活動内容を充実させ、男女が共に活動する機会を確保することに努めます。

施策の方向 ① 地域づくりにおける男女共同参画の推進

具体的施策	具体的内容	関係課
地域づくりにおける男女共同参画の推進	地域づくりの活動が、男女共同参画の視点を持って推進できるよう働きかけます。	町民活動支援課

施策の方向 ② 防災・災害復興における男女共同参画の推進

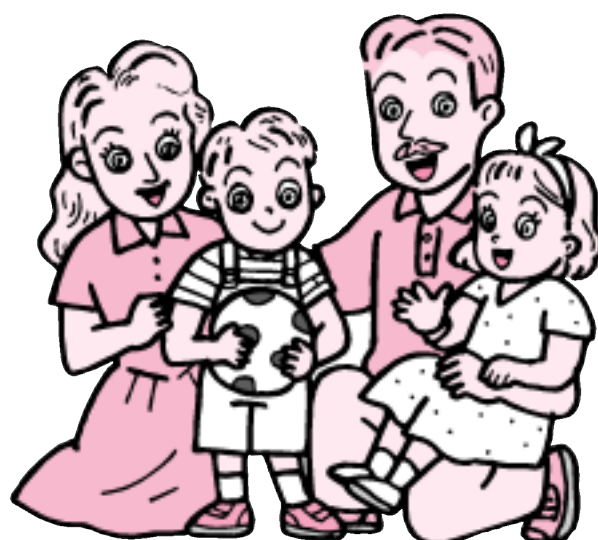
具体的施策	具体的内容	関係課
女性消防団の育成	安全で安心して住めるまちづくりのため、地域に密着した防火指導や啓発を行い、防火意識の普及を図るために、女性消防団の育成に努めます。	防災安全課
自主防災会の育成支援	「自分たちのまちは自分たちで守ろう」と各地域で組織された自主防災会において、男女共同参画による防火防災活動を支援します。	防災安全課

施策の方向 ③ 環境分野における男女共同参画の推進

具体的施策	具体的内容	関係課
環境分野における男女共同参画の推進	三好町環境審議会・三好町環境美化推進協議会において、環境分野における男女共同参画につながる事業を展開するように努めます。	環境課

施策の方向 ④ 国際理解・多文化共生社会における男女共同参画の推進

具体的施策	具体的内容	関係課
国際交流から学ぶ 男女共同参画	国際理解教育の充実を図り、国際社会に対応できる人材の育成に努めることにより、男女共同参画意識の高揚を図ります。	秘書広報課 (国際交流協会)
国際交流の充実	国際交流の推進を図るとともに、国際交流ボランティア、語学ボランティアやホームステイ受入家族の育成を通し、男女共同参画意識の高揚を図ります。	秘書広報課 (国際交流協会)
町内在住外国人への 情報提供	町内在住外国人の方に対して、母国語での育児・医療などの生活関連情報の提供や支援を充実させ、住みやすい環境づくりに努め、女性が抱える問題の不安解消に努めます。	各課



基本目標Ⅲ ■ 男女がともに働ける環境づくり

近年、女性の就業人口は著しく増加し、平成 17 年の国勢調査によると、本町の 15 歳以上の女性就業者は 10,235 人で、就業者総数に占める女性就業者の割合は 37.51% です。

就業は生活の経済的基盤であるとともに、生きがいや喜びをもたらすものでもあり、女性が性別によって差別されることなく働くことができることは、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要なことです。

方針 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と家庭の両立のためには、男女ともに育児・介護休業が取得しやすい環境を整備し、労働時間の短縮を進めることも必要です。

また、仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、近隣との付き合いなども日常生活に欠かすことができないものであり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現をめざすことが重要です。

施策の方向 ① 仕事と生活の両立のための社会的支援

具体的施策	具体的内容	関係課
低年齢児保育	働きながら子どもを育てる男女を支援するため、乳児保育を推進し、低年齢児保育の充実に努めます。	子育て支援課
延長保育	働きながら子どもを育てる男女を支援するため、通常保育時間を延長し、多様な保育ニーズの充足に努めます。	子育て支援課
障がい児保育	障がい児保育を推進し、健全な育成環境を整備することにより、働きながら子どもを育てる保護者の支援に努めます。	子育て支援課
子育て支援センター	育児相談や各種講座、情報交換を通じて、未就園児を持つ家庭の子育ての不安を取り除き、育児と仕事の両立を支える環境づくりに努めます。	子育て支援課

具体的施策	具体的内容	関係課
病後児保育への支援	働く保護者が、安心して働ける環境を確保するために、医療機関に併設して、病後の子どもを預かる保育制度の推進を図ります。	子育て支援課
民間保育施設への支援	各種の保育需要に対応できるよう、民間保育施設への支援を実施することにより、保育事業の充実を図ります。	子育て支援課
仕事と家庭の両立支援	働く人たちの仕事と家庭を支援する福利厚生制度の充実したファミリー・フレンドリー企業の紹介とともに、助成制度の紹介を行うことで、ファミリー・フレンドリー企業の普及、促進に努めます。	農政商工課
育児休業等取得促進の啓発	女性はもとより男性の育児休業等取得に向け、啓発紙などの配布を通じて企業などへの周知を図ります。	農政商工課 職員課
福祉サービスなど情報の提供	障がい者福祉制度、高齢者福祉制度、児童福祉制度など各種福祉サービス等の情報提供を充実します。	福祉課
障がい者相談支援体制の充実	障がい者が、地域で自立した生活を送れるよう相談支援体制を充実します。	福祉課
手話通訳等による聴覚障がい者への支援	手話通訳者の配置により、聴覚障がい者への窓口手続き支援や情報を提供します。また、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、障がい者が円滑にコミュニケーションを図れるよう支援します。	福祉課

施策の方向 ② 介護を支援するための環境整備

具体的施策	具体的内容	関係課
団塊世代等の 介護参加の推進	団塊の世代の退職後の生きがいづくり、社会貢献等を推進させるためにホームヘルパー2級課程の受講費用を助成し、介護職不足の解消及び在宅介護の充実を図ります。	高齢福祉課
家族介護交流	介護者の負担を軽減するよう、介護に関する情報提供をするとともに、介護者のリフレッシュを図るため交流事業を実施します。	高齢福祉課
連絡相談体制の整備	地域包括支援センターや在宅介護支援センターを中心として、「活動的な85歳」をめざし高齢者施策を充実します。	高齢福祉課
介護サービス等に関する情報の提供	介護保険制度、高齢者福祉サービスや支援費制度、障がい者福祉サービスに関する必要な情報の提供に努めます。	高齢福祉課

施策の方向 ③ 子育てへの父親参加

具体的施策	具体的内容	関係課
父親参加型イベントの実施	父親の子育てへの参加を促し、男女が協力して育児に参画できる体制の構築をめざします。	子育て支援課
妊娠中の女性及び夫に対する教育	子どもを育てる男女を対象にした、子育てに関する学習機会の充実に努め、男女が協力して育児に参画できるように意識改革を図ります。	福祉課 (保健センター)

方針 2 職場における男女平等の推進

「男女雇用機会均等法」の基本理念により、意欲と能力に応じた均等な待遇を受ける状況を実現し、多様な働き方が確保されることによって、個人のライフスタイルやライフサイクルに合わせた働き方の選択が可能となります。

性別による職場差別を取り除き、対等な立場で働く職場環境を整備する必要があります。

施策の方向 ① 男女が対等なパートナーとして働くための職場環境づくり

具体的施策	具体的内容	関係課
就労形態・勤務形態の見直しの推進	男女がともに働きながら、家族責任や地域活動が担えるように労働時間の短縮・フレックス勤務など、新しい就業形態に向けての啓発を行います。	農政商工課
男女雇用機会均等法の周知徹底	町内企業における就労環境や雇用条件などの実態を把握し、関係機関との連携により趣旨の周知を図り、男女の雇用機会の均等を図るよう啓発します。	農政商工課
職場における男女平等	職場における男女平等促進及び人権を侵害するセクシャル・ハラスメントや性別による職場差別を取り除き、対等な立場で働く職場環境が整備されるよう啓発活動を推進します。	職員課 農政商工課

施策の方向 ② 就労能力向上・再就職のための支援

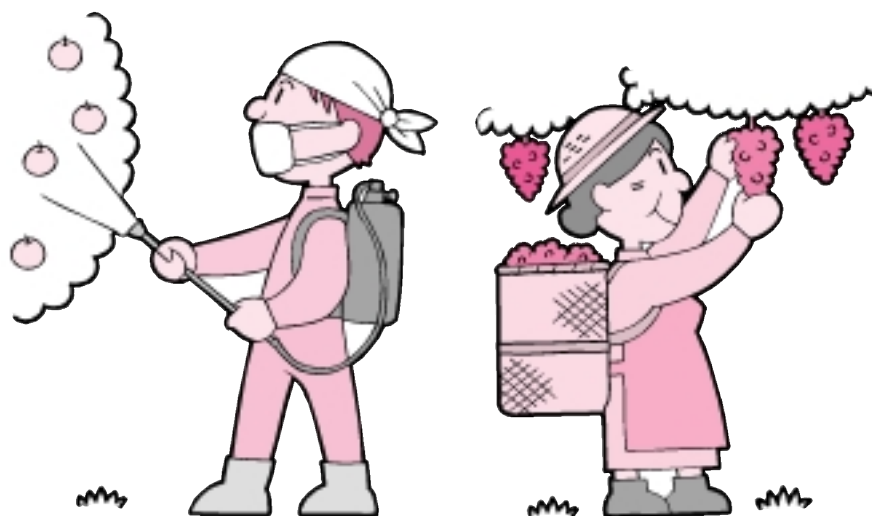
具体的施策	具体的内容	関係課
就労女性のための相談窓口	さまざまな問題を抱えながら働き続ける女性のため（パートタイム含む）、就業に関する多様な相談に対応できるよう関係機関との連絡を図り、相談窓口の充実に努めます。	農政商工課

施策の方向 ③ 自営業における労働環境の整備

具体的施策	具体的内容	関係課
農業の 家族経営協定の推進	農業に従事する女性の地位向上のため「家族経営協定制度」の普及を促進し、農業経営における女性の位置づけを明確にします。	農政商工課
商工業などに携わる 女性への支援	行政機関及び各種企業からの情報提供及び支援制度をPRし、女性自営業者や女性起業家に対して、多様な情報提供に努めます。	農政商工課

施策の方向 ④ 町内企業に対する意識啓発

具体的施策	具体的内容	関係課
商工会・工業経済会との連携による意識啓発活動	各種法令に基づいて、働く女性の労働環境や雇用条件の厳守に努めるよう、商工会・工業経済会を通じ町内企業の経営者に啓発を行います。	農政商工課



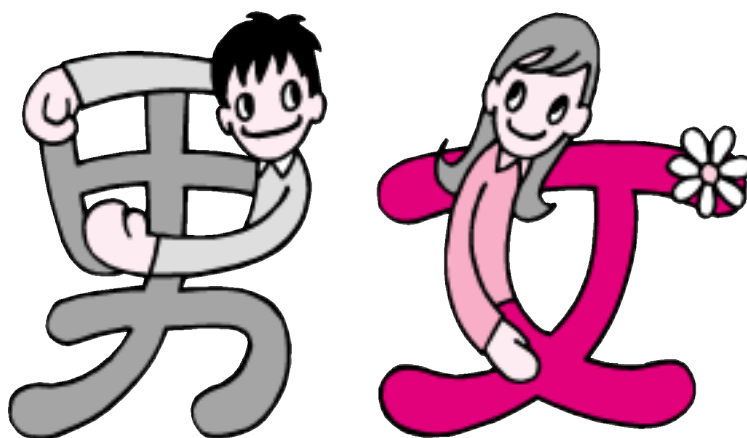
方針 3 女性のチャレンジ支援

子育てや介護等により離職した女性が再度の就業を希望する時に、希望に沿った再就職など魅力ある再チャレンジの道を開くことは、男女がその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現にとって重要な課題です。

適切な職業選択が行われるよう、意識啓発や情報提供、能力開発の機会を提供するとともに、女性の再就職のための支援が必要です。

施策の方向 ① 女性のチャレンジ支援の推進

具体的施策	具体的内容	関係課
再就職支援セミナーなどの講座の開催	再就職を希望する女性のために、財団法人21世紀職業財団など関係機関と連携し、再就職のためのセミナー開催に努め、再就職支援講座の充実を図ります。	農政商工課
技術取得講座の開催	パソコン教室などの充実により、職業技術向上への支援を行います。	生涯学習課



基本目標Ⅳ ■ 健康で自立した生活を送るための基盤づくり

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成について「家庭生活における活動と他の活動の両立」を掲げており、男性も女性も家族としての責任を担い、社会がこれを支援していくことが重要となっています。そのためには、家族そろって健康で明るく自立した生活を営むことが大切です。

方針 1 自立を支える地域福祉の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、多様化する保育ニーズに対応する各種保育サービスの充実や放課後児童健全育成を図るとともに、子育て中の親の孤立や不安の解消を図る必要があります。

また、高齢者等の介護ニーズに適切に対応していくとともに、介護予防のための活動機会の提供や健康の維持・増進のためのさまざまな取り組みが重要です。

施策の方向 ① あらゆる家族形態に対応した支援

具体的施策	具体的内容	関係課
母子家庭、父子家庭、単身家族などにおける福祉サービスの充実及び相談事業の拡大	児童を養育している家庭の安定と児童の健全育成、資質の向上のため、児童養育手当の充実を推進するとともに、ひとり親家庭などの生活の安定と向上を図るための相談事業を充実します。	福祉課 (社会福祉協議会) 子育て支援課 建築指導課
訪問介護の充実	日常生活を営む上で、身体的支障が生じた場合などの支援の充実を図ります。	福祉課
手当での支給や医療費の助成	ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、諸手当の支給・医療費助成制度の充実を図ります。	子育て支援課 保険年金課

施策の方向 ② 高齢者や障がい者の自立支援

具体的施策	具体的内容	関係課
ひとにやさしいまちづくり	道路のバリアフリー化に努め、車椅子使用者や視覚障がい者の方々に対する移動の利便性を確保するなど、高齢者や障がい者がさまざまな場に参加できるまちづくりを推進します。	福祉課 都市計画課 建築指導課 道路下水道課 農政商工課
町営住宅の高齢者・障がい者対策	自立への妨げとなる障壁を取り除くために、バリアフリー化やシルバーハウジング緊急通報システムを設置するなど、だれもが安心できる安全な住宅環境整備を推進します。	建築指導課
障がい者の住宅環境の整備	障がい者の居住する住宅に段差解消や手すりの設置など、住宅改善に要する費用の一部を助成し、障がい者の自立支援を図ります。	福祉課
介護予防と自立の支援	地域の高齢者による、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施される地域社会の構築を目指し、健康教育、健康相談等を実施し、介護予防に関する知識の普及、啓発を行います。また、在宅介護支援事業など、地域での自立した生活を支援する福祉サービスの充実に努めます。	高齢福祉課



施策の方向 ③ 子育て支援

具体的施策	具体的内容	関係課
ニーズに合わせた子育て支援	各地域の子育て支援サークルの育成支援や、地域社会のニーズに合わせた子育て支援の拡充を図り、地域ぐるみの子育て支援を推進します。	子育て支援課
子育てサロンの設置	乳幼児連れの父母などが自由に交流できる場所として、子育てサロンを設置し運営します。	子育て支援課
育児・児童相談の充実	子育てをしていく上での各種の悩みや不安についての相談活動を実施します。	子育て支援課
子ども医療費支給制度の充実	子育て支援の推進の観点から受給者年齢を拡大し、保護者の経済的負担を軽減することにより、安心して必要な医療を受けられるようにします。	保険年金課



方針 2 心と体の健康づくりの推進

母性の重要性や、性の尊厳についての認識を浸透させるとともに、女性の自立、妊娠、出産の自己決定権や健康管理に関する啓発を行い、さまざまな家族形態やライフスタイルに対応した健康づくり施策を推進します。また、児童虐待の早期発見・早期対応のため、関係機関との連携を強化し、女性の悩みごと、子どもの虐待防止、生活自立や子育て支援のための相談事業の充実に努めます。

施策の方向 ① 生涯にわたる健康づくり

具体的施策	具体的内容	関係課
健康づくり	町民のみなさんが、生涯にわたって健康に暮らせるように、地域ケア、保健対策事業（母子保健事業、予防接種事業、健康増進事業）、地域支援事業を推進し、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指します。	福祉課 （保健センター） （社会福祉協議会） 高齢福祉課 三好町民病院
情報提供の充実	「広報みよし」を始め、町のインターネットのホームページなどを利用して、町民の健康保持・増進及び病院の概要などの情報を発信し、健康管理意識の高揚を図ります。	福祉課 （保健センター） 三好町民病院
※ リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識が浸透するよう、教育・啓発・普及を行います。	福祉課 （保健センター）

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

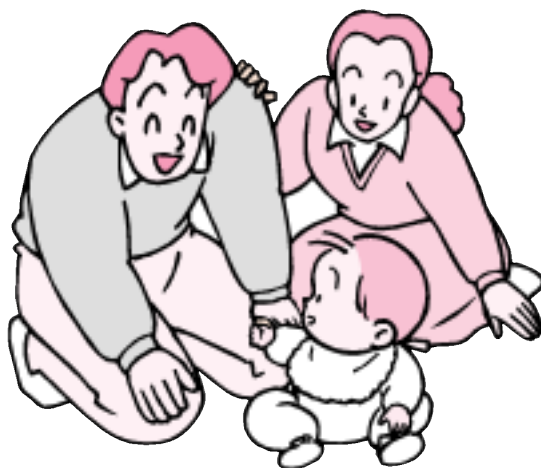
1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

施策の方向 ② 子どもの健全育成

具体的施策	具体的内容	関係課
子どもの虐待防止の啓発	母子保健事業を通して、子どもの虐待防止の啓発活動に努め、子どもの虐待防止のための相談窓口を設置します。	子育て支援課 福祉課 (保健センター)
児童の健全育成	児童館や公園などにおいて、よりよい遊び場の整備と提供を行うとともに、健全で規律正しい生活姿勢を身につけさせる各種講座や行事などを実施し、児童の健全育成に努めます。	子育て支援課 みどりの推進課 生涯学習課
青少年の健全育成	家庭教育の情報提供及び地域全体で、子どもを守り育てる気運を高めるための啓発活動を推進し、青少年の健全な育成を図ります。	教育行政課 子育て支援課

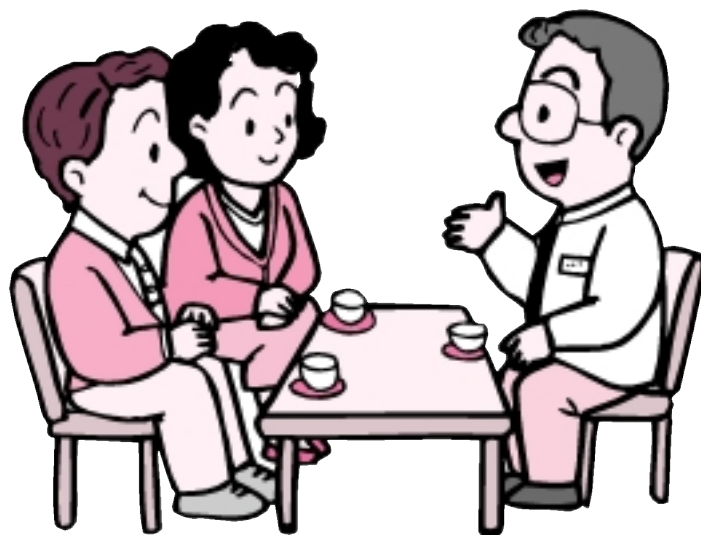
施策の方向 ③ 母性の保護

具体的施策	具体的内容	関係課
母子保健の充実	母性・父性について啓発するとともに、健康診査、教育、相談事業などの母子保健指導の拡充により、健全な発育、発達を支援し、母子の健康づくりに努めます。	福祉課 (保健センター)



施策の方向 ④ 各種相談事業の実施

具体的施策	具体的内容	関係課
相談窓口の充実	各種相談事業を推進し、身近な相談場所を提供し解決の支援を図ります。	住民課
各種相談事業の実施	各種相談事業のネットワーク化に努め、あらゆる相談に、迅速に対応できるように努めます。	各課
女性相談窓口の充実	女性特有の悩みに対処できるよう、女性の悩みごと相談事業を充実します。	町民活動支援課



基本目標V ■ プランの総合的な推進体系の整備づくり

本町がめざす男女共同参画社会の実現のためには、本プランを総合的、計画的に推進することが重要であり、その進捗状況を把握していかなければなりません。

また、プランの施策に限らず、今後の本町の各種計画・施策についても、男女共同参画の視点を踏まえたものである必要があります。

方針 1 推進組織の整備・充実

男女共同参画社会は、行政だけで実現できるものではありません。町民、町民活動団体、企業などと行政が男女共同参画に対する考え方を共通認識として持ち、一体となって取り組む必要があります。

施策の方向 ① 男女共同参画社会推進のための条件整備

具体的施策	具体的内容	関係課
男女共同参画社会づくりのための条例制定への取り組み	男女共同参画社会基本法を踏まえ、男女共同参画社会の実現をめざすために「三好町男女共同参画基本条例（仮称）」の制定に努めます。	町民活動支援課

施策の方向 ② 町民参加によるプランの推進体系の整備

具体的施策	具体的内容	関係課
町民と一体となったプランの推進体系の整備	町民のみなさんと協働で、プランを推進するための方法を検討します。	全課
プラン推進の進捗状況の管理	年度ごとにプランの進捗状況の管理を行うとともに、評価と検討を重ね、実効性の高いプランの推進に努めます。	町民活動支援課

方針 2 役所内の意識・制度改革の推進

本町としても、国、県、他市町村、関係機関との連携を強化し情報交換を行う中で、プランを総合的に推進していきます。

施策の方向 ① 行政運営における男女共同参画社会の視点の反映

具体的施策	具体的内容	関係課
各種計画・施策の見直し	各種計画や施策を策定・改訂する場合及び行事計画時には、男女共同参画の視点を取り入れます。	全課

施策の方向 ② 職員の意識改革・人材育成

具体的施策	具体的内容	関係課
意識啓発と人材育成のための職員研修	男女共同参画の意識啓発と資質向上を目指し、国・県等関係機関などが主催するさまざまな研修への職員の派遣・参加を促進します。 人材育成基本計画に基づき、性別によらない職員の育成を進めます。 また、役所内における男女共同参画の実現のため、各種啓発冊子などを配布して、職員の意識啓発を図ります。	職員課 町民活動支援課
政策決定の場への女性参画	職員の意識改革を行うとともに、政策決定の場への女性職員の参画や、管理職への登用を推進します。	職員課
性別によらない職務配分	性別に偏りのない組織づくりと、職員の能力に応じた配置を推進します。	職員課

第4章 数値目標

本プランの取り組みを進めていく上で、本町の男女共同参画がどのように変わったかが具体的にわかるように、数値目標を掲げ達成度を確認していきます。

これらの数値の目標年次は、本プランの推進期間の最終年度である平成 25 年度 (2013 年度) までとし、その結果によって目標達成度を検証し、男女共同参画の取り組みに活かしていきます。

指 標	数 値		目標達成のための 具体的取り組み
	現 状 平成 19 年度 (2007 年度)	目 標 平成 25 年度 (2013 年度)	
男女の地位に関する意識について			
①「男女共同参画社会」の認知度	——	65%	広報・啓発活動の充実
②家庭生活での男女の平等感	36%	45%	男女共同参画の啓発 のための活動の充実
③職場での男女の平等感	23%	25%	
④学校教育の場での男女の平等感	52%	65%	
⑤政治の場での男女の平等感	15%	25%	
⑥法律や制度の面での男女の平等感	35%	40%	
⑦社会習慣の面での男女の平等感	15%	20%	
「現状数値②～⑦」は、平成 20 年 1 月 7 日～1 月 21 日（調査基準日 平成 20 年 1 月 1 日）の期間で、町内在住の 16 歳以上の男女それぞれ 1,000 人、合計 2,000 人を無作為に抽出し、男女共同参画の意識調査を実施した結果で、それぞれの質問に対して「平等である」と答えた人の割合です。 「目標数値」は、内閣府が平成 19 年 8 月に行った男女共同参画社会に関する世論調査の全国平均値を目途として、このプランの推進期間の最終年（平成 25 年）に同様の意識調査を実施する場合に目標とする数値です。			
三好町における女性の登用			
各種審議会の委員の構成に占める 女性の割合	22%	35%	女性の積極的登用
※法、条例に基づいて設置されている委員会等における女性の登用率を毎年確認します。 ※愛知県の「男女共同参画プラン 21」においては、平成 22 年度末の目標数値が 35%です。			

プランの総合的な推進体制			
男女共同参画庁内推進連絡会議	—	年 1 回以上 開催	男女共同参画プラン 推進取り組み状況の 確認と情報連絡をす る会議の開催

第5章 参考資料

策定経過

年 月 日	内 容
平成19年7月5日	第1回三好町男女共同参画プラン検討委員会 ■ 委嘱状交付・会長、副会長の選出 ■ みよし男女共同参画プラン『パートナー』見直しの必要性について ■ みよし男女共同参画プラン『パートナー』の検証について ■ みよし男女共同参画プラン『パートナー』見直しスケジュールについて
平成19年9月5日	第2回三好町男女共同参画プラン検討委員会 ■ スケジュールの変更について ■ みよし男女共同参画プラン『パートナー』の検証について
平成19年11月22日	第3回三好町男女共同参画プラン検討委員会 ■ みよし男女共同参画プラン『パートナー』の検証と確認について ■ 三好町男女共同参画社会に関する意識調査について
平成20年1月7日 ～1月21日 (調査基準日 平成20年1月1日)	男女共同参画社会に関するアンケート調査 みよし男女共同参画プラン『パートナー』を見直し改訂するために、男女共同参画に関する意識調査を実施しました。 ■ 町内在住の16歳以上の男女それぞれ1,000人、合計2,000人を無作為に抽出し、郵送による配布を行い回収 ■ 回答者の内訳、男性が293人(39.7%)、女性が445人(60.3%)、合計738人
平成20年2月8日	第1回「みよし男女共同参画プラン『パートナー』見直しにかかる課長会議 ■ みよし男女共同参画プラン『パートナー』見直しの必要性について ■ みよし男女共同参画プラン『パートナー』見直し案について ■ 各担当課における作業について ■ みよし男女共同参画プラン『パートナー』見直しスケジュールについて

年 月 日	内 容
平成20年2月	男女共同参画に関する各課調査の実施
平成20年2月28日	第4回三好町男女共同参画プラン検討委員会 ■ みよし男女共同参画プラン『パートナー』見直し案の概要について ■ 三好町男女共同参画社会に関する意識調査報告書について
平成20年4月30日	第1回三好町男女共同参画プラン改訂調整委員会 ■ 第5回三好町男女共同参画プラン検討委員会への資料提出と検討 (※三好町男女共同参画プラン改訂調整委員会とは、みよし男女共同参画プラン『パートナー』の改訂に必要な調整を行うため、役所内の次長級職員で構成する委員会です。)
平成20年5月15日	第5回三好町男女共同参画プラン検討委員会 ■ みよし男女共同参画プラン『パートナー』第3章（Ⅰ～Ⅲ）の見直しについて
平成20年6月25日	第2回三好町男女共同参画プラン改訂調整委員会 ■ 第5回三好町男女共同参画プラン検討委員会の検討結果について ■ 第6回三好町男女共同参画プラン検討委員会への資料提出と検討内容について
平成20年7月16日	第6回三好町男女共同参画プラン検討委員会 ■ みよし男女共同参画プラン『パートナー』第3章（Ⅳ～Ⅴ）の見直しについて ■ 前回検討委員会の検討・調整結果の確認について
平成20年9月11日	第3回三好町男女共同参画プラン改訂調整委員会 ■ 第6回三好町男女共同参画プラン検討委員会の結果について ■ 第7回三好町男女共同参画プラン検討委員会への資料提出と検討内容について
平成20年10月2日	第7回三好町男女共同参画プラン検討委員会 ■ みよし男女共同参画プラン『パートナー』第1章、第2章、第4章、第5章について ■ 前回検討委員会の検討・調整結果の確認について

年 月 日	内 容
平成20年11月5日	第4回三好町男女共同参画プラン改訂調整委員会 ■第7回三好町男女共同参画プラン検討委員会の結果 ■第8回三好町男女共同参画プラン検討委員会への資料提出と検討内容について
平成20年11月27日	第8回三好町男女共同参画プラン検討委員会 ■パブリックコメント実施に向けての最終検討について
平成20年12月4日	第5回三好町男女共同参画プラン改訂調整委員会 ■第8回三好町男女共同参画プラン検討委員会の結果について ■パブリックコメントの実施に向けての最終確認について
平成21年1月15日 ～2月16日	みよし男女共同参画プラン 『パートナー』改訂版（案） パブリックコメントの実施
平成21年2月16日	第6回三好町男女共同参画プラン改訂調整委員会 ■パブリックコメントの結果について ■第9回三好町男女共同参画プラン検討委員会への資料提出と検討内容について
平成21年2月20日	第9回三好町男女共同参画プラン検討委員会 ■パブリックコメントの結果を受けての最終調整
平成21年2月23日	第7回三好町男女共同参画プラン改訂調整委員会 ■第9回三好町男女共同参画プラン検討委員会の結果を受けての最終調整について
平成21年2月25日	パブリックコメントの結果公表
平成21年3月	みよし男女共同参画プラン『パートナー』改訂版 公表

三好町男女共同参画プラン検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 男女共同参画プランの見直しを検討するため、三好町男女共同参画プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、男女共同参画プランの見直しについて、意見を述べるとともに必要な事項について協議し、町長に報告する。

（委員）

第3条 委員会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 住民の代表者
- (2) 女性団体の代表者
- (3) 福祉関係の代表者
- (4) 教育関係の代表者
- (5) 産業関係の代表者
- (6) 行政の代表者
- (7) 学識経験者

2 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が行う。

3 会長は、必要があると認めたときは委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、町民協働部町民活動支援課に置く。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は平成19年6月1日から施行する。

2 第3条、第2項の規定にかかわらず、この要綱施行後、最初の委員の任期は、平成19年6月1日から平成21年3月31日までとする。

3 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行後、最初の委員会の招集は町長が行う。

三好町男女共同参画プラン検討委員会委員

(順位不同・敬称略)

分野	役職・団体名等	氏名	備考
学識経験者	愛知大学経営学部准教授	岩田員典	会長
教育関係の代表	小中学校長代表 (南中学校長)	後藤利夫	副会長 (平成 19 年度)
同上	小中学校長代表 (中部小学校長)	田中信夫	副会長 (平成 20 年度)
住民の代表	区長代表	小嶋 實	(平成 19 年度)
同上	同上	清水義則	(平成 20 年度)
女性団体の代表	三好町女性団体連絡協議会	三井敬子	
福祉関係の代表	民生児童委員協議会	服部美登枝	(平成 19 年度)
同上	同上	鈴木睦子	(平成 20 年度)
行政の代表	社会教育委員	小出敬剛	
産業関係の代表	農協女性部	野々山昌代	
同上	商工会女性部	水野明美	
公募委員	公募委員	小川久代	

○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制

上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施

策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。(以下略)

男女共同参画に関する年表

	国連等国際機関	日 本	愛知県	三好町
昭和20年 (1945)	●国際連合の誕生 ●国連憲章の採択	●婦人参政権閣議決定 ●女子教育刷新要綱発表		
昭和21年 (1946)	●国連「婦人の地位委員会(CSW)」設置	●日本国憲法公布 ●第1回総選挙女性39人当選		
昭和22年 (1947)	●国際婦人デー開催	●教育基本法施行 ●労働基準法施行 ●労働省婦人少年局設置		
昭和35年 (1960)	●ユネスコ総会「教育における差別の防止に関する条約」採択	●初の女性大臣(中山まさ厚生省)		●昭和32年 村営保育所開設 (中部・北部・南部)
昭和50年 (1975)	●「国際婦人年」 ●世界会議開催(メキシコシティ) ●「世界行動計画」を採択 ●1976年から1985年までを「国連婦人の10年」と決定	●「婦人問題企画推進本部」を総理府に設置 ●「総理府婦人問題担当室」を設置 ●「婦人問題企画推進会議」設置 ●「教職員等育児休業法」成立		
昭和51年 (1976)	●「国連婦人の10年」開始 ●ILO(国際労働機関)事務局に婦人労働問題担当室設置	●民法(離婚復氏制度)改正 ●「教職員等育児休業法」施行 ●女性初国連公使(緒方貞子)	●総務部に「青少年婦人室」を設置 ●「婦人関係行政推進会議」設置 ●「婦人問題懇話会」設置	
昭和52年 (1977)	●女性参加をテーマに国連のアジア・太平洋地域セミナー ●第1回「女性と健康」国際会議	●「国内行動計画」策定 ●「国内行動計画前期重点目標」発表 ●「国際婦人教育会館」開館 ●「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」の決定		●婦人会音頭制定
昭和53年 (1978)	●国際女性学会を東京で開催	●女性白書「婦人の現状と施策」発表	●県事務所に婦人問題総合窓口設置	
昭和54年 (1979)	●国連婦人「女子差別撤廃条約」採択	●婦人問題推進地域会議の開催	●母子福祉会館開館	
昭和55年 (1980)	●「国連婦人の10年中間年世界会議」(コペンハーゲン) ●「国連婦人の10年」後半期行動プログラム採択	●「女子差別撤廃条約」署名 ●「国連婦人の10年中間年全国会議」(48団体)		●国連婦人の10年中間年を記念して婦人議会開催(各地区代表30人)

	国連等国際機関	日 本	愛知県	三好町
昭和56年 (1981)	●「女子差別撤廃条約」 の発効	●民法等の一部を改正する 法律施行(配偶者の相続 分を1/3から1/2へ引き上 げ、寄与分制度の新設) ●「国内行動計画後半期重 点目標」の決定	●婦人職業サービス ルーム開設	
昭和59年 (1984)	●「国連婦人の10年」の 成果を検討し評価す るための世界会議に 向けてエスキュープ 地域政府間準備会議 (東京)	●アジア太平洋地域婦人国 際シンポジウム開催		
昭和60年 (1985)	●「国連婦人の10年最終 年世界会議」(ナイロ ビ) ●「婦人の地位向上のた めのナイロビ将来戦 略」採択	●改正国籍法(父母両系主 義の採用)施行 ●生活保護基準額の男女差 解消 ●「女子差別撤廃条約」批准 ●「男女雇用機会均等法」の 公布	●「国連婦人の10年」 記念事業実施	
昭和62年 (1987)		●「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」策定 ●婦人問題企画推進本部参 与の任務拡充		
昭和63年 (1988)		●「農山漁村婦人の日」策定 ●「高齢者保健福祉推進10 か年戦略(ゴールドプラ ン)」策定		
平成元年 (1989)		●「新学習指導要領」告示	●「あいち女性プラン」 策定	
平成2年 (1990)	●国連社会理事会「ナイ ロビ将来戦略に関す る第1回見直しと評価 に伴う勧告及び結論」 採択		●母子福祉会館開館	
平成3年 (1991)		●「西暦2000年に向けての 新国内行動計画(第1次改 定)」策定 ●「育児休業法」の公布		
平成4年 (1992)		●「育児休業法」施行 ●「婦人問題担当大臣」任命		
平成5年 (1993)		●「男女共同参画社会づく りに関する推進体制の整 備について」決定 ●中学校「家庭科」男女共修 開始 ●「パートタイム労働法」施 行 ●女性初衆議院議長(土井 たか子)	●青少年婦人室を青少 年女性室に改称	

	国連等国際機関	日 本	愛知県	三好町
平成6年 (1994)	●「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議 ●「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	●総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置(政令) ●総理府に「男女共同参画推進本部」設置 ●「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」策定 ●「新ゴールドプラン」策定 ●高等学校の「家庭科」男女共修開始 ●女性初最高裁判事(高橋久子)	●「あいち農山漁村女性プラン」策定	●教育委員会に女性担当窓口として「女性室」設置 ●「女性団体活性化研究会」発足 ●ウーマンスクール開催(～平成17年)
平成7年 (1995)	●「第4回世界女性会議」開催(北京) ●「北京宣言」及び「行動綱領」採択	●「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」公布 ●介護休業制度の法制化	●「第4回世界女性会議」記念事業実施	●「女性団体活性化研究会」による女性問題への提言に基づき住民意識調査実施
平成8年 (1996)		●男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョンー21世紀の新たな価値の創造ー」答申 ●「男女共同参画2000年プラン」策定	●女性総合センター(ウィルあいち)開館	●「女性行動計画策定懇話会」設置 ●「三好町女性団体ネットワーク研究会」発足
平成9年 (1997)		●「男女雇用機会均等法」改正 ●「労働基準法」改正 ●「介護保険法」公布	●「あいち男女共同参画2000年プラン」策定	●「三好町女性行動計画『シンフォニー』」策定 ●婦人団体50周年記念「みよし女性フェスティバル」開催
平成10年 (1998)		●「特定非営利活動促進法」施行 ●男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申	●「あいち男女共同参画推進市町村サミット」開催	
平成11年 (1999)		●「女性に対する暴力のない社会をめざして」答申 ●「男女共同参画社会基本法」施行	●「男女共同参画社会づくりシンポジウム」開催	●「三好町女性団体連絡協議会」発足
平成12年 (2000)	●国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク国連本部)「政治宣言」及び「成果文書」を採択	●男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本方策について」答申 ●「男女共同参画基本計画」策定 ●「国の審議会等における女性委員の登用について」決定 ●「男女共同参画週間」について決定	●「21世紀初頭の男女共同参画新プランの基本方向について」男女共同参画懇話会提言	●「女性室」を「青少年女性室」に改称

	国連等国際機関	日 本	愛知県	三好町
平成13年 (2001)		●内閣府に「男女共同参画局」設置 ●「男女共同参画会議」設置 ●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)成立 ●「育児休業法」の改正(対象となる子の年齢引き上げ)	●「あいち男女共同参画新プラン21～個性が輝く社会をめざして～」策定	●「青少年女性室」を「青少年女性課」に改称 ●「三好町男女共同参画社会検討委員会」設置 ●住民意識調査実施
平成14年 (2002)		●男女共同参画会議影響調査専門調査会「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」について報告	●「愛知県男女共同参画推進条例」成立 4月1日より施行	●「男女共同参画計画」策定に向けて三好町男女共同参画社会検討委員会提言
平成15年 (2003)		●「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ●「次世代育成支援対策推進法」交付 ●「少子化社会対策基本法」交付		●「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」策定 ●女性の悩みごと電話相談の開設 ●男女共同参画交流ネット登録事業
平成16年 (2004)	●アジア太平洋地域経済社会委員会(E S C A P)ハイレベル政府間会合	●男女共同参画基本計画改定に当たって男女共同参画会議への諮問 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改定及び同法に基づく基本方針の策定	●男女共同参画チャレンジフェスタ開催 ●女性相談センターの運営(女性相談員の設置)	●青少年女性課が社会教育課に統合
平成17年 (2005)	●第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」	●「男女共同参画基本計画に関する専門調査会」・「女性に対する暴力に関する専門調査会」における検討 ●男女共同参画会議から内閣総理大臣へ「基本的な考え方」について答申 ●男女共同参画基本計画(第2次)決定 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	●「男女共同参画ジョイントセミナー」開催 ●「2005男女共同参画フォーラムinあいち」開催	●男女共同参画川柳の募集 ●男の料理教室の開催
平成18年 (2006)	●第34回女子差別撤廃委員会開催 ●第50回国連婦人の地位委員会開催	●「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 ●平成17年度働く女性の実情公表	●「あいち男女共同参画プラン21」改定 ●産学官連続公開講座開催	●男女共同参画セミナーの開催(～平成20年) ●ステップアップスクールの開催(～平成20年)
平成19年 (2007)	●第51回国連婦人の地位委員会開催	●改正配偶者暴力防止法施行(20.1.1)市町村計画及び支援センターの整備努力義務化		●町民協働部町民活動支援課発足 ●「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」改定着手
平成20年 (2008)	●第52回国連婦人の地位委員会開催	●「女性の参画加速プログラム」策定	●あいち女性のチャレンジ応援サイト「愛チャレンジ」開設	●「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」改訂版策定

みよし男女共同参画プラン 「パートナー」改訂版

発 行 平成21年3月
事務局 三好町 町民協働部 町民活動支援課
〒470-0295
愛知県西加茂郡三好町大字三好字小坂50番地

